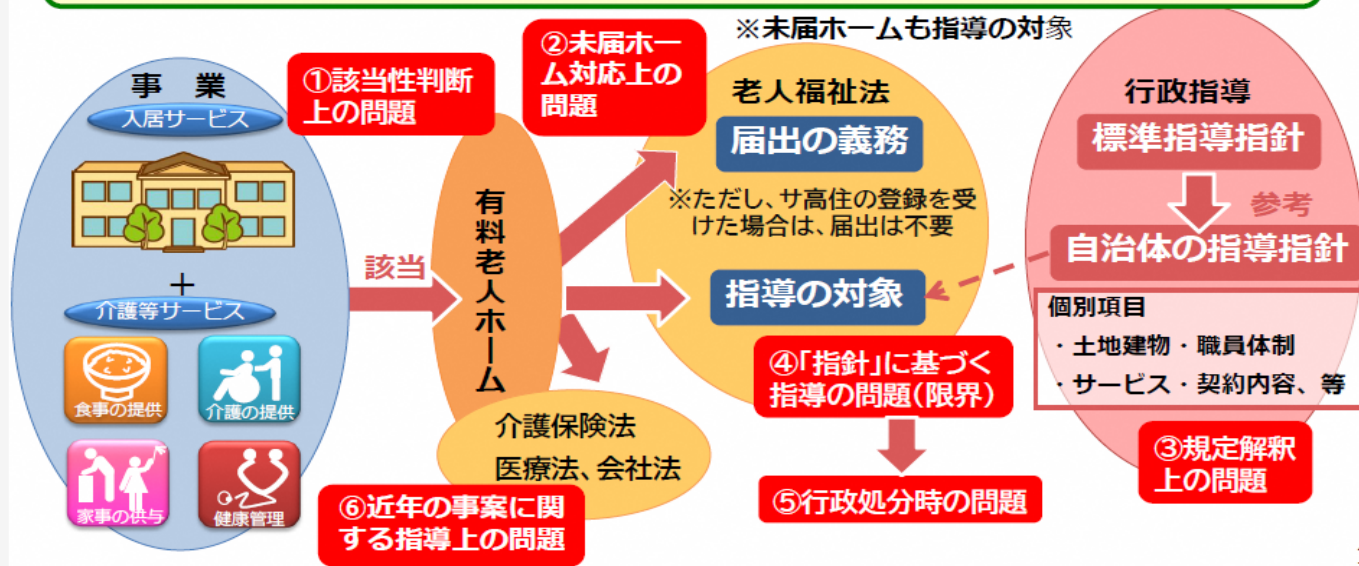


指導指針遵守への現場対応について

(公社)全国有料老人ホーム協会
事業部部長 松本 光紀

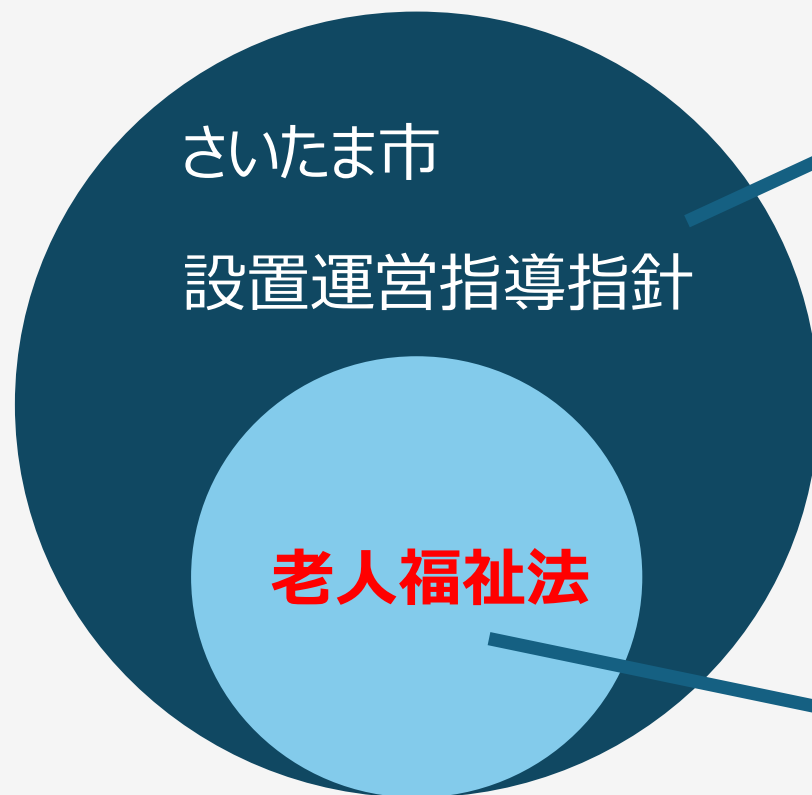
1. 有料老人ホーム事業と指導監督

- 有料老人ホームの要件（食事の提供などのサービス提供を行う入居事業）に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の有無に関わらず都道府県知事等による指導の対象となる。
- 自治体が策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法上の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要。



2. 事業規制

法令関係



1 用語の定義

・
・

16 本指針の適用等

※指導指針は自治体が指導するための
規程で、適正な運営のために遵守すべ
きもの ⇒ 違反は行政処分につながる

第29条

届出(変更届)事項、情報開示、
利用料、適正な契約、等を規定

(老人福祉法29条関係)

(届出等)

第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第13項を除き、以下この条において同じ。))をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び設置予定地

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、**変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出**なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、**その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出**なければならない。

4 都道府県知事は、前3項の規定による届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の**市町村長に通知**しなければならない

5 市町村長は、第1項から第3項までの規定による**届出がされていない疑いがある有料老人ホーム**(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第5項に規定する登録住宅を除く。)を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

6 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、**帳簿を作成し、これを保存し**なければならない。

7 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の**厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示**しなければならない。

8 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、**権利金その他の金品を受領してはならない。**

9 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

10 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

11 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報(有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

12 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

14 第18条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

17 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

18 都道府県知事は、介護保険法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。)を受けた有料老人ホームの設置者に対して第16項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

19 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第16項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする

(有料老人ホーム協会)

第30条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。ることができる。

3. 法令違反・行政処分（老人福祉法関係）

行政処分

①改善命令〔法29条15項〕

- －老福法第29条6～11項違反
- －入居者の処遇に関する不当行為
- －運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき
- －入居者保護のため必要があると認めるとき



②事業停止命令〔法29条16項〕

- －改善命令、その他関係法令 の違反
- ※全サービスの提供停止→実質、ホーム閉鎖

法令違反の罰則（行政処分への違反など）

○第39条 **6月以下の懲役または50万円以下の罰金**

第29条第15項の規定による命令に違反

○第38条 **1年以下の懲役または100万円以下の罰金**

第29条第16項の規定による命令に違反

○第40条 **30万円以下の罰金**

第29条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第29条第13項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

4. 定期的な指針規定の確認（有料老人ホーム自主点検票）

5 職員の配置等

項 目	点 検 内 容	点検結果	根拠・参考
16 職員の研修	1 生活相談員、直接処遇職員に、高齢者の心身の特性、サービス内容、介護の知識・技術、作業手順等の研修を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	指針7(2)一
	2 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	指針7(2)二

※指導指針に基づく自主点検票を用いて定期的に確認することが重要

○有老協の2025年度からの取り組み：指針の義務規定に適合しているかを第三者機関が評価

7	7. 職員の配置、研修及び衛生管理等	自己確認	評価機関
基準項目	1. 基準内容 夜間に職員を配置している。【はい・いいえ】		
	2. 確認ポイント □重要事項説明書の「夜間体制」や「職員の勤務時間帯」で、夜間の職員配置を確認できる。 □直近1か月の職員シフト表で、ホーム職員が夜間に勤務していることを確認できる（訪問介護事業所等の職員との兼務は不可）。		
	3. 確認資料 ・職員シフト表 ・重要事項説明書		
指針規定	(1) 三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。		

5. さいたま市の指導指針（直近改正 6.1 2.1 0）

○違反事例の多い項目（赤字）

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 用語の定義 | 9 サービス等 |
| 2 基本的事項 | 10 事業収支計画 |
| 3 設置者 | 11 利用料等 |
| 4 立地条件 | 12 契約内容等 |
| 5 規模及び構造設備 | 13 情報開示 |
| 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 | 14 電磁的記録等 |
| 7 職員の配置・研修及び衛生管理 | 15 経営状況等に関する報告 |
| 8 有料老人ホーム事業の運営 | 16 本指針の適用等 |

○指針規定の書きぶり（文末表現）

- ・「すること。」「しなければならない」…………… 遵守義務（行政処分の対象となり得る）
- ・「努めること。」「努めなければならない。」…… 努力義務
- ・「望ましいこと。」「配慮すること。」…………… ※違反とは評価されない

(1) 4 立地条件

【指針】

(2) 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物については、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の**有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないことが登記簿謄本及び必要に応じた現地調査等により確認できること。**(後略)

【違反防止のポイント】

☑土地建物が自己所有の場合に限らず、賃借の場合でも設置者は自ら謄本で権利関係を確認する必要がある。

(**抵当権、根抵当権、不動産譲渡担保、等**)

※基本的に賃借権には対抗要件あり、だが。

☑最低でも年に1回は確認しておきたい。

(2) 5 規模及び構造設備

【指針】

(3) 建物には、建築基準法、消防法(昭和 23 年法律第186号)等に定める**避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。**また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。

【違反防止のポイント】

☑**消火設備の未設置ホームへの指摘もあり、対応が必要。**

☑**スプリンクラー設置について、開設時は対象者が少なくても、将来「主として避難が困難な要介護者」の状況になった時点で設置が義務付けられるため、注意が必要。**

(3)5 規模及び構造設備

【指針】

(9)五 介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次のイ又はロによること。

イ すべての介護居室が個室で、1室あたりの床面積が18平方メートル以上(面積の算定方法はバルコニーの面積を除き、壁芯方法による。)以上かつ居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合、手すりの間の有効幅で、片廊下にあっては1.4メートル以上、中廊下に合っては1.8メートル以上とすること。

ロ 手すりの間の有効幅で、片廊下にあっては1.4メートル以上、**上記以外の場合**、中廊下にあっては2.7メートル以上とすること。

【違反防止のポイント】

- ☑さいたま市の場合、居室性能によって、廊下幅が定められている。
- ☑指針不適合のまま既存建物をホームに転用する場合は、改善計画の作成が必要。

(4)7 職員の配置・研修及び衛生管理等

【指針】 職員の配置

(1)三 入居者の実態に即し、**夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。**

【違反防止のポイント】

- ☑**住宅型ホームの場合であっても、必要に応じた夜勤職員の配置が求められている。**特に職員が不在で事故が発生するケースも(全国的に)ある。
- ☑過去の札幌市でのホームの火災や、長崎県のグループホーム火災をみても、夜間の入居者の被災や急変等に備える取り組みが重要。
- ☑自治体によって、指導に温度差のある規定でもある。

(5)7 職員の配置・研修及び衛生管理等

【指針】 職員の研修

(2)一 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

【違反防止のポイント】

- ☑職員に対して定期的に研修を実施していないホームが散見される。
- ☑中途採用者も含め年間の研修計画を立てて実施し、実施記録を保存する必要がある。
- ※2025年度は有老協施設研修を全面リニューアル

(6)8 有料老人ホーム事業の運営

【指針】 名簿の整備

(2) 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及其その身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。

【違反防止のポイント】

- ☑入居者、身元引受人等の名簿を作成していない、又は随時更新していないホームがある。
- ☑通常の連絡だけでなく、大規模災害等でも重要な書類であり、【保管－持ち出し】に留意して対応しなければならない。

(7)8 有料老人ホーム事業の運営

【指針】 帳簿の整備

(3)二 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

【違反防止のポイント】

- ☑緊急的な身体拘束を実施した際に記録が保存されていないケースがある。
- ☑緊急的な拘束の場合でも、組織的に検討した上で実施に際しては、身元引受人等に連絡する必要がある(記録は必須)。 ※業務マニュアルで標準化する。

(8)8 有料老人ホーム事業の運営

【指針】 業務継続計画の策定等

(5) イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

(ロ 必要な研修及び訓練の定期的な実施) 略

(ハ 定期的・随時の計画見直し) 略

【違反防止のポイント】

- ☑策定したBCPについて、研修や見直しが行われていないケースがある。
- ☑BCPの中にこれらについても織り込んだ上で、適切に対応する必要がある。
- ※「有老協 自然災害BCP」モデルあり。2024年の能登半島地震では被災ホームへの調査実施。

(9)8 有料老人ホーム事業の運営

【指針】医療機関等との連携

(9) (イ～ハ 略)

ト 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

チ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

リ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

【違反防止のポイント】

☑入居者の、医療機関の選択権を確保しなければならない。

☑入居契約上で特定の医療機関を受診することを義務付けない。

※入居契約に際し、「主治医を協力医に変更しなければ入居させない。」などのケースがある。

(10)8 有料老人ホーム事業の運営

【指針】介護サービス事業所との関係

(10) イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。

ロ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

【違反防止のポイント】

☑設置者が併設する居宅サービス等に誘導する、入居契約書に特定の居宅サービス利用を義務付けるケースがある。

☑入居者や家族が自ら選択することを妨げないこと。

※「自社の居宅サービス事業所を利用しなければ退去させる。」

(11)9 サービス等

【指針】

(3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

【違反防止のポイント】

- ☑住宅型ホームで、併設する居宅サービス事業所の職員と、ホームとして雇用する職員を区分しないケースが非常に多い。
- ☑勤務表(シフト表)、重要事項説明書で明確に区分する。不区分の場合は、居宅事業所側で人員配置減算になる場合があるので、注意。

(12)9 サービス等

【指針】 金銭等管理

(1)九 イ 入居者の金銭、預金等の管理は、入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。
□ 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を、管理規程等で定めること。

【違反防止のポイント】

- ☑例外的に金銭管理を行う場合、事務管理方法等を規定しないホームがある。
- ☑入居者の金銭を取り扱う場合は、窃盗等が発生しないよう物理的な安全管理も重要となる。

(13)12 契約内容等

【指針】 契約内容

(2)三 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。

【違反防止のポイント】

☑入居契約には、入居日や家族等の権利義務、契約解除要件、(前払金)等、また、介護サービスの内容等を指針に基づいて規定しなければならない。

※有老協では無料で会員サポートを実施

☑特に、物価や人件費高騰により、月額利用料を値上げするホームが増加しているが、手続きを行わない(通告のみ)ものが散見される。

☑改定に当たっては、合理的根拠を示し、運営懇談会の意見を聴いた上で実施する必要がある。

(14)12 契約内容等

【指針】 消費者契約の留意点

(3) イ 消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第2章第2節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

二 特に、一定範囲の修繕(小修理)を入居者負担とする旨の特約は、単に設置者の修繕義務を免除する意味しか有しないとされており、経年変化や通常損耗に対する修繕義務等を入居者に負担させる特約は、入居者に法律上、社会通念上の義務とは別個の新たな義務を課することになるため、次の要件を満たしていなければ効力を争われることに十分留意すること。

イ 特約の必要性があり、かつ、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること。

ロ 入居者が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること。

ハ 入居者が特約による義務負担の意思表示をしていること。

【違反防止のポイント】

☑例えば、「事故が発生した場合に〇〇万円以上の損害賠償は行わない」、や「損害賠償は行わない」と契約書に規定するホームがあるが、消費者契約法違反。

☑こうした場合には、帰責事由による賠償を、「事業者の責めに帰すべき事由」がある場合に賠償する」等の規定に修正しなければならない(改正民法)。

(15)13 情報開示

【指針】 有料老人ホームの経営状況に関する情報

(2) 次の事項に留意すること。

イ 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。

ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

【違反防止のポイント】

☑「貸借対照表等は入居契約するまで見せない」としてはならないこと。

☑上記の規定は特に月払いホームにも適用されることとなったので、注意が必要。

(16)13 情報開示

【指針】 有料老人ホーム類型の表示

(4) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難しいと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。

【違反防止のポイント】

☑パンフレットや広告において、ホーム名を表示する際に、類型・表示事項を付記しないホームがある。
☑その他、有料老人ホームの広告表示には、景品表示法上で厳しい告示規制があるため注意。

例：・賃借しているホーム建物の写真を表示 →

「建物：賃貸借」などと説明書きを付記

・「管理費〇〇円」と表示 → 管理費の用途を付記、など

About us

有料老人ホーム業界において
「入居者保護」「事業の健全発展への貢献」を
目的に活動しています

公益社団法人全国有料老人ホーム協会(以下「有老協」)は、民間の創意工夫の精神の下に有料老人ホームを運営している法人が集い「社団法人全国有料老人ホーム協会」として昭和57年に設立し、入居者の保護と事業の健全な発展を目的に活動しています。

昨今、有料老人ホーム業界を取り巻く環境は、人口の高齢化、介護ニーズの増加、人材不足、物価高騰、制度改正など、様々な課題に直面しています。こうした課題に対応するため、有老協では会員事業者の運営をサポートし、事業者の声を国に届けることで、事業の持続的な成長と発展を支援しています。

事業者のために
事業の質を向上

有老協の
取り組み

入居者のために
相談・保証・支援制度
の充実

国・自治体との連携
有料老人ホームへの
指導監督をサポート

より多くのご入会が大きな組織の力となって、業界の未来を創ります。
ぜひご入会をご検討ください。

01

Our Services

有老協は、会員の安全で質の高いホーム運営と利用者からの信頼獲得に貢献するため、以下のサービスを実施しています。

	サービスメニュー	正会員/ 開設前	情報会員	準会員
情報提供	情報提供(ホームページ・メールマガジン・協会通信)	○	○	○
	事業設立・運営相談対応	○	○	○
	賛同会員等の優待サービスの利用	○	○	○
リスク対応支援	入居者生活保証制度(前払金保全制度)	○	-	-
	有料老人ホーム賠償責任保険	○	○	○
	入居者生活支援制度	○ (正会員のみのみ)	-	-
品質向上支援	各種研修・セミナーの受講	○	△	△
	地域活動のサポート	○	△	△
	コンプライアンス確認	○	-	-
	あんしん宣言(自主点検)実施のPR	○	-	-
	第三者評価の受審とPR	○	-	-
入居促進支援	入居促進のサポート	○	-	-

※事業者向けサービスメニューの詳細は次ページをご参照ください。

△は内容に応じて利用条件が異なります。

有老協では国・自治体、消費者(入居者)に向けた取り組みも行っています。

国・自治体に向けて

消費者に向けて

厚生労働省・国土交通省等と定期的な意見交換を行い、現場の声をお伝えしています。また、自治体と連携し、以下の取り組みを実施しています。

- 指導監督上の相談対応
- 「運営事業者集団指導」への講師派遣
- 「設置運営指導指針」改正等の支援
- 調査研究事業等での連携
- その他、情報共有

適切な有料老人ホーム等をご選択いただき、入居者の安心と安全を守るための取り組みを実施しています。

- 入居相談・苦情対応
- 「有老協・リビング倶楽部(入居検討者向け会員制度)」の運営
- 消費者向けのセミナー等への講師派遣
- 消費者向けイベントの運営、企画サポート
- 情報提供

02

18

ご入会について

■ 会員種別

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を運営している(予定含む)法人

開設前の法人	
開設前会員	● 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている「有料老人ホーム」事業主体 ● 高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した、又は事前協議を行っている開設前の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体 年会費 60,000円～ (不課税)
開設後の法人	
正会員	● 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受受理された開設済の「有料老人ホーム」事業主体 ● 高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した開設済の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体 年会費 120,000円～ (不課税)
情報会員	● 開設済の「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」の事業主体 ※法人が運営する全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の、居室数の合計が40室以下対象 年会費 【30室以下】 30,000円(不課税) 【31～40室】 40,000円(不課税)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅以外の高齢者向け住まいを運営している法人

準会員	- 有老協の事業に賛同する各種高齢者住まい事業の事業主体 ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業 ・高齢者向け分譲住宅におけるサービス提供事業 年会費 100,000円(不課税)
-----	---

上記以外の法人

賛同会員	有老協の事業目的に賛同する法人又は団体で、上記の会員対象法人でないもの。 年会費 100,000円(不課税)
------	---

■ ご入会方法

有老協HPより必要な書類をダウンロードしていただき、ご記入後ご提出ください。
有老協で内容を確認後ご入会いただけます。

※お申込み方法の詳細は有老協ホームページでご確認ください。

ご不明な点につきましてはお気軽にご相談ください。

ご入会
については
こちら



https://www.yurokoyo.or.jp/join/join_method

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

協会概要

Association Overview

名 称 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
設 立 昭和57年(1982年)2月8日
住 所 〒101-0021
東京都千代田区外神田2-5-15 外神田Kビル4階
T E L 03-5207-2761(代表) 03-5207-2763(入居・苦情相談)
※入居・苦情相談電話:午前10時～午後5時
月～金曜日(土・日・祝日、年末年始を除く)
※面談は要事前予約
F A X 03-5207-2760
ホームページ(法人向け) <https://www.yurokoyo.or.jp/>

沿革

History

昭和57年(1982年) 社団法人全国有料老人ホーム協会設立(旧 厚生省許可)

昭和63年(1988年) ホームの入居に関心のある消費者の会員制度として「有老協・リビング倶楽部」(旧 輝・友の会)発足

平成 3年(1991年) 老人福祉法30条に全国有料老人ホーム協会が規定される
運営法人の倒産に備えた入居者保護事業
「入居者生活保障制度(旧 入居者基金制度)」発足

平成18年(2006年) 老人福祉法で「入居者生活保障制度」が前払金の保全措置の一つに位置付けられる

平成25年(2013年) 社団法人から公益社団法人へ移行

アクセス

Access



- JR「秋葉原」駅(電気街口)より約550m
- つくばエクスプレス「秋葉原」駅(A3出口)約650m
- JR「御茶ノ水」駅(聖橋口)約550m
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅(1出口)約500m
- 東京メトロ銀座線「末広町」駅(3出口)約550m
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅(B2出口)約600m
- 都営地下鉄新宿線「小川町」駅(A5出口)約650m
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅(A5出口)約650m